

## 改正養蜂振興法が25年1月から施行されます



種バチや養蜂器具等を、特に、趣味的に養蜂をされる方に販売される場合には、必ず以下のことをお伝え下さい。

ミツバチの飼育者は、毎年、1月中に住所地の都道府県に、ミツバチの飼育届を提出してください。



趣味でミツバチを飼育する場合でも、飼育届を出して下さい。

ミツバチの適切な管理をお願いします。

ミツバチの飼育を止めるときは、放置せず、適切な処置をお願いします。

- ・適切な衛生管理をお願いします。
- ・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。



窓口	担当係	電話
(届出)奈良県畜産課	畜産振興係	0742-27-7450
(衛生管理)家畜保健衛生所 業務第一課 業務第二課		0743-59-1700 0745-62-2440

